

大和市景観条例施行規則をここに公布する。

平成20年5月1日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第64号

大和市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市景観条例（平成20年大和市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び条例の例による。

(事前協議の適用除外)

第3条 条例第6条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条に規定する助言又は指導による変更に係る行為
- (2) 法第16条第3項に規定する勧告による変更に係る行為
- (3) 法第17条第1項又は第5項に規定する命令による変更に係る行為

(協議書)

第4条 条例第6条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議書
- (2) 別表第1に掲げる行為の区分に応じて規定する図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(協議済書)

第5条 条例第8条に規定する書面は、協議済書とする。

(行為の届出等)

第6条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為（変更）届出書（通知書）によるものとする。

2 条例第9条第2項に規定する届出書に添付する図書は、別表第1に掲げる行為の区分に応じて規定する図書とする。ただし、行為の規模の大きさにより、同表に規定する縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をも

って、これらの図面に代えることができる。

(届出を要しない行為)

第7条 条例第11条第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の許可を要する行為
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項又は第2項の許可を要する行為

(変更又は中止の届出)

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、それぞれ当該各号に定める書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき 氏名（名称、住所）変更届
- (2) 届出行為を中止したとき 中止届

(着手可能日通知書)

第9条 法第18条第1項に規定する行為の着手の制限の期間について、法第17条第4項の規定により延長するとき、又は法第18条第2項の規定により短縮するときの通知は、着手可能日通知書によるものとする。

(完了届)

第10条 条例第13条の規定による完了の届出は、完了届によるものとする。

2 前項の完了届には、届出に係る行為が完了した後の建築物等の外観及び周辺状況を示す写真を添付しなければならない。

(景観重要建造物等の指定等)

第11条 法第20条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による提案は、景観重要建造物（樹木）指定提案書によるものとする。

2 法第20条第3項又は第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定外通知書によるものとする。

3 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書によるものとする。

4 法第21条第2項又は第30条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の別

5 前項の標識の設置場所は、当該建造物又は当該樹木の所有者と協議の上で決定するものとする。

6 法第27条第3項又は第35条第3項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定解除

通知書によるものとする。

7 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物(樹木)氏名等変更届出書によるものとする。

(促進地区指定の要請)

第12条 条例第15条第2項の規定による促進地区の指定の要請は、促進地区指定要請書によるものとする。

2 前項に規定する要請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 促進地区の区域を示す図面

(2) 次項に規定する同意者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記載した書類

3 前項の要請は、促進地区内の住民等のうち10人以上の同意を得て行うものとする。

(促進地区の基本方針に定める事項)

第13条 条例第17条第1項に規定する基本方針には、促進地区の景観づくりに関する基本目標及び方針を定めるものとする。この場合において、次に掲げる事項について定めることができる。

(1) 建築物又は建築物を除く工作物(以下この条において「建築物等」という。)の形態又は色彩その他の意匠に関する事項

(2) 建築物等の規模、敷地利用又は用途に関する事項

(3) 建築物等の敷地内の緑化に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成のため必要があると認める事項

(勧告及び命令の手續)

第14条 法第16条第3項、第26条若しくは第34条又は条例第21条に規定する勧告は、勧告書によるものとする。

2 法第17条第1項若しくは第5項、第23条第1項(法第32条第1項で準用する場合を含む。)、第26条又は第34条に規定する命令は、命令書によるものとする。

(公表の方法等)

第15条 条例第22条第1項の規定による公表は、大和市公告式条例(昭和31年大和町条例第7号)に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

2 条例第22条第1項に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 行為者の住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 行為の概要

(3) 勧告の内容

3 条例第22条第2項の規定による通知は、公表通知書によるものとする。

(状況報告書)

第16条 法第17条第7項又は第45条の規定による報告は、状況報告書によるものとする。

(立入調査等身分証明書)

第17条 法第17条第8項又は第23条第3項の規定による証明書は、立入調査等身分証明書によるものとする。

(専門家の助言)

第18条 市長は、次の各号のいずれかを行う際に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に助言を求めることができる。

(1) 条例第7条に規定する助言又は指導

(2) 法第16条第3項、第26条又は第34条に規定する勧告

(3) 法第17条第1項若しくは第5項、第23条第1項（法第32条第1項で準用する場合を含む。）、第26条又は第34条に規定する命令

(様式)

第19条 この規則の規定により使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

別表第1（第4条、第6条関係）

行為の区分	添付する図書	
	種類	備考
建築物の建築等、 工作物の建設等	計画概要書	第19号様式
	景観チェックシート	第20号様式
	案内図	縮尺2500分の1以上 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項
	現況写真	2方向以上 景観法施行規則第1条第2項
	土地利用計画図（配置図）	縮尺100分の1以上 景観法施行規則第1条第2項
	立面図	縮尺50分の1以上で、彩色したもの 景観法施行規則第1条第2項
	各階平面図	縮尺50分の1以上
	外構図（緑地計画図を含む。）	縮尺100分の1以上
	上記のほか参考となるべき事項を記載した図書で、市長が必要と認めるもの	
木竹の伐採	計画概要書	第19号様式
	景観チェックシート	第20号様式
	案内図	縮尺2500分の1以上
	現況写真	2方向以上
	現況図	縮尺100分の1以上
	土地利用計画図（配置図）	縮尺100分の1以上
	上記のほか参考となるべき事項を記載した図書で、市長が必要と認めるもの	

別表第2（第19条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	協議書	第4条
第2号様式	協議済書	第5条
第3号様式	景観計画区域内行為（変更）届出書（通知書）	第6条
第4号様式	氏名（名称、住所）変更届	第8条
第5号様式	中止届	第8条
第6号様式	着手可能日通知書	第9条
第7号様式	完了届	第10条
第8号様式	景観重要建造物（樹木）指定提案書	第11条
第9号様式	景観重要建造物（樹木）指定外通知書	第11条
第10号様式	景観重要建造物（樹木）指定通知書	第11条
第11号様式	景観重要建造物（樹木）指定解除通知書	第11条
第12号様式	景観重要建造物（樹木）氏名等変更届出書	第11条
第13号様式	促進地区指定要請書	第12条
第14号様式	勧告書	第14条
第15号様式	命令書	第14条
第16号様式	公表通知書	第15条
第17号様式	状況報告書	第16条
第18号様式	立入調査等身分証明書	第17条
第19号様式	計画概要書	別表第1
第20号様式	景観チェックシート	別表第1